

妙高市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を、妙高市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を次のとおり公表します。

令和3年11月22日

妙高市監査委員 和泉昭夫

妙高市監査委員 八木清美

- 1 監査等の種類 定期監査
- 2 監査の対象 令和2年度、令和3年度  
・農林課（令和3年2月1日～令和3年8月31日）  
・こども教育課（令和2年12月1日～令和3年8月31日）  
・農業委員会（令和3年2月1日～令和3年8月31日）  
の財務等に関する事務の執行
- 3 監査の着眼点（評価項目） (1) 監査の実施にあたり、財務事務執行等の重要リスクを次のとおり設定した。

リスク分野	リスク項目
財務事務執行の有効性・効率性を阻害するリスク	○必要性の乏しい経費支出 ○予算消化のための経費支出 ○不当に高い金額、不利な条件での契約
財務事務執行の法令等違反のリスク	○勤務時間の過大報告 ○カラ出張 ○横領 ○契約やルールと相違する支出 ○契約やルールと相違する収入 ○補助金等の不正申請・交付手続きの瑕疵 ○不公正な契約 ○恣意による意思決定手続きの不適正

	○指定管理の事務手続の不適正 ○未収金の発生防止及び債権管理の怠り
決算の信頼性を阻害するリスク	○架空計上・計上漏れ ○分類誤りによる計上 ○二重計上
財産の保全を阻害するリスク	○不十分な財産の把握と管理 ○財産の非有効活用 ○現金等の紛失

(2) 実地監査における着眼点は次のとおりとした。

区分	着眼点
事務事業の執行に係る工事	○妙高市発注の工事が法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているか。
公共施設	○施設の管理・運営が、適正に行われているか。

- 4 監査の実施内容
- ・あらかじめ監査資料の提出を求め、主に予算の執行関係、補助金関係、契約関係、財産管理関係等の関係帳簿及び関係書類の調査のほか、関係職員からの説明聴取を行なった。
  - ・工事に関する事務については、一部工事を抽出し、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び書類の調査や現地において関係職員からの説明聴取を行なった。  
※当該工事：農林課 ①令和2年度 農災 第2170-1009号 上中地区新井用水頭首工災害復旧工事、②令和3年度 農外 第1号 妙高高原ビジターセンター駐車場整備工事
  - ・公共施設に関する事務は、一部施設を抽出し、現地において関係職員立会いのもと、管理・運営状況等を確認した。  
※当該施設：こども教育課 ①新井中央小学校区放課後児童クラブ、②新井子育て広場

5 監査の実施期間 令和3年9月10日 ～ 令和3年11月19日

- 6 監査の日程
- (1) 書類審査 令和3年9月10日～令和3年10月19日
  - (2) 実地検査 令和3年10月5日
  - (3) 事情聴取 令和3年10月28日

7 監査の結果

監査の結果、農林課、こども教育課、農業委員会の財務等に関する事務はおおむね適正に処理されていた。